



岐阜労働局からのお知らせ

事業主の皆様への相談・支援等について

「働き方・休み方改善コンサルタント」、「非正規雇用労働条件改善指導員」を活用しよう

岐阜労働局は、労務管理、安全衛生等に係る相談に対応する専門スタッフ（社会保険労務士の資格を有する非常勤の国家公務員）を揃えています。各種専門スタッフの概要・お問い合わせ先については、以下のとおりとなります。

個別のご相談（訪問相談も対応いたします。）の他、説明会・研修会の講師、個別相談会の対応等応じますので、お気軽にご連絡ください。

1 働き方・休み方改善コンサルタントの活用(無料)

専門的な知識、及び豊富な経験を有するコンサルタントが無料で相談いたします。研修会の講師、個別相談会での相談の他、依頼のあった事業場に訪問することも可能です。

具体的なアドバイス内容は以下のとおりです。

- (1) 所定外労働を削減する方法
- (2) 変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制を導入する手続き等
- (3) 法定の休暇制度、パートタイム労働者等の年次有給休暇について
- (4) 年次有給休暇の計画的付与制度について
- (5) 仕事と生活の調和について等、その他労働基準関係法等について

2 非正規雇用労働条件改善指導員の活用(無料)

非正規雇用労働条件改善指導員を活用することで、労働関係法令に抵触することなく、非正規労働者の労務・安全衛生管理等取組について様々な助言を得ることができます。

具体的な業務は以下のとおりです。

- (1) 非正規労働者の労務管理の適正化及び労働災害防止等安全衛生管理のための労使の自主的な取組に対する相談、助言を行います。（派遣事業に係る相談は、事前に質問内容を承った場合に限り、労働局内関係部署と調整の上、対応させていただきます。）
- (2) その他、労働基準関係法令等に係る相談及び助言を行います。

3 活用したい場合は・・・

岐阜労働局監督課（電話 058 - 245 - 8102）にお電話していただくか、裏面の申込書をファックス(FAX 058 - 248 - 2339)していただくようお願いいたします。

なお、専門スタッフは、職務上知り得た秘密の厳守等一般の公務員と同じく高い守秘義務を負っているものであり、相談した内容が他の事業場等外部に漏れることはありません。

お手数ですが、下記に必要事項をご記入の上当課までFAXしてください。後ほど専門相談スタッフから連絡を差し上げ、日程等調整のうえ、個別訪問いたします。

専門スタッフ 利用申込書（無料）

平成 年 月 日

事業場名称 _____

事業場の所在地 _____

電話番号 () _____

担当者名 _____

事業場の概要について

事業内容

.....
.....
.....

労働者数 合計 _____ 人(_____ 人)

(内パート等) 男性 _____ 人(_____ 人)

女性 _____ 人(_____ 人)

相談したい内容について(に"✓"を付してください。)

労働時間制度について 年次有給休暇制度について 労務管理について
雇用契約、雇用契約書について 就業規則の作成・変更の手続きについて
時間外労働時間の削減について パート労働者等の非正規雇用労働者の労務管理
改正労働基準法について 過重労働(メンタルヘルスを含む)対策について
節電対応としての労働時間制度改善 その他(_____)

訪問日について

お申し込みいただいた後、数日以内に専門スタッフより担当者様宛ご連絡させていただきます。

(担当) 岐阜労働局 労働基準部 監督課 TEL 058-245-8102

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階

〈個人情報の取り扱いについて

本申込みに関して取得された個人情報及び企業情報については本申込みに関わる事務にのみ使用し、当該事業場及び当該個人の許可なく目的外に使用、提供しません。

岐阜労働局監督課、一言メッセージ

この機会を積極的にご利用いただき、一層の法令遵守に基づいて、適切な雇用・労働時間管理を行い、事業場における円滑な労務管理にお役立てください。